

会長	署長

## 令和7年度第1回周南警察署協議会会議録

開催日時		令和7年6月13日（金） 午後3時00分から午後4時40分までの間
開催場所		周南市大字徳山5632番地の4 周南警察署4階 講堂
出席者	委員	手嶋委員、藤井委員、西村委員、谷口委員、大庭委員、友田委員、湊委員、梅津委員、佐野委員、川口委員、上村委員、重政委員 計12名
	警察署	署長、副署長、主幹、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長 計11名
議題		1 業務説明 2 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪から県民を守るための対策

### 1 会長挨拶

先ほど新会長ということで紹介を受けたが、私は委員として2期目となる。

私は、PTAや市、県といった役が終わって一段落したので、会長という役を引き受けさせていただいた。

皆さんも委嘱状を受け取られたと思うが、経験豊富な現役の方々であり、各方面、各行事等でご活躍だと伺っている。

この協議会では、皆様の意見、市民の意見が大切であり、我々の意見を警察に受け入れていただき、警察業務の改善につなげてもらうため、私も1期目では色々な質問や発言をさせていただいた。

一人一人の発言時間は短いものかもしれないが、要望等を含めて積極的なご発言をいただきたい。

日頃から、周南署の方々のおかげで、我々の生活が安心安全に送れており、皆さんの意見を基に、よりよい街づくりに寄与していきたいと思っているのでよろしくお願いする。

### 2 署長挨拶

省略

### 3 出席者自己紹介

省略

### 4 業務説明

業務推進状況について、以下の項目に沿って説明した。

- (1) 刑法犯の認知・検挙状況
- (2) ストーカー、配偶者暴力事案（D V）等の認知状況等
- (3) 重要犯罪等の検挙対策の推進状況
- (4) うそ電話詐欺、S N S型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況
- (5) 暴力団犯罪検挙状況
- (6) 薬物事犯検挙状況
- (7) 1 1 0番通報の受理状況
- (8) 交通事故抑止総合対策の推進状況
- (9) 警察安全相談の受理状況
- (10) 遺失物業務の取扱状況

### 5 諮問事項説明

「匿名・流動型犯罪グループによる犯罪から県民を守るための対策」について、生活安全課長が資料を基に説明した。

### 6 業務説明に係る協議・検討

#### **(委員)**

昨年、近所の空き家等で侵入盗が発生したらしいとの情報があったので、自治会長に聞いてみたが、その時は把握できなかった。数日経ち、やはり侵入盗は発生しており、近所には回覧板で注意喚起がされていた。

空き巣などの事件が発生した場合、発生時間帯や犯行手口など自治会に情報提供があれば、回覧板で注意喚起できるのではないかと思うがいかがか。

#### **(署長)**

侵入盗について、聞き込み等により周りの方が知ることははあるかもしれないが、発生時の時間帯など絞れないこともあり、すぐに自治会へ情報提供することはしていない。

駆交番の広報紙で発生件数等を公表する場合もあるが、被害者の心情や立場を考えると、慎重に対応する必要がある。

鍵かけ広報などの防犯広報は確かに大切だが、被害発生を伝えると、住民の不安感を煽ってしまう効果もあるため、総合的に判断して広報を検討していく。

#### **(委員)**

駅の近くで未成年と思われる子供たちが、2、3人でタバコを吸っている姿を見かけると、駅前交番の方は、日頃から駅周辺のパトロールをどのぐらいの頻度で行っているのかと疑問に思うことがある。

このような子供を見かけたら、駅前交番まで行き警察官に知らせるべきなのか。

**(署長)**

駅前交番のパトロールはランダムに実施しているが、時間帯や頻度については、治安に影響を及ぼすなどの理由から公表は差し控えている。

市民の方から、警ら活動を強化してほしいなどの要望があれば、その都度対応している。

警察への通報だが、110番もしくは署通報をしていただければ補導等の対応を行う。また、警察署への連絡が後日となった場合でも、いつ頃にどのような人が何をしていたのか教えていただければ、その場所及び時間帯で重点的に警ら活動を行い、必要に応じて検問の実施等も検討するので、通報していただくようお願いする。

**(委員)**

慢性的にその場所で喫煙しているような様子ではないため、私も見過ごしている。

**(署長)**

参考でもそのような場面を見かければ、警察に知らせていただきたい。

**(委員)**

警察官騙りのオレオレ詐欺事件だが、末尾が「0110」と表示される電話がかかってくると若い人でも信じてしまい、被害に遭うというニュースを観たが、これらの事件の注意点や詳細について教えてもらいたい。

**(署長)**

オレオレ詐欺等については、テレビ報道や新聞でご承知のとおり、様々な手口で発生している。

最近では、ロマンス詐欺などをはじめとするSNSを利用した手口が増加しており、その中でも、警察官騙りや国際電話を利用するものが多く、周南署では数多くの相談等を受けている。

山口県警だけではなく、他県警の警察官を名乗り、「実はあなたが犯罪に巻き込まれている」「あなたが被疑者になっている」「疑われている」「逮捕状が出ている」といった言葉で騙す手口が周南市でも実際に発生した。

しかし、最近は広報の効果もあり被害に遭う方よりも「これはウソだ」と見破る方が多くなっており、被害を認知した場合は報道するため、多少は被害も減少しているのではないかと思う。

**(委員)**

末尾「0110」から着信があれば、警察署に相談したらいいのか。

**(署長)**

そのような電話を受けた際は、警察署の電話番号をホームページ等で確認した上で、正しい番号に架け直してもらいたい。

確かに警察署から市民の皆さんに電話を架けることはあるが、電話で逮捕するということや、お金の要求をすることはないので注意していただきたい。

**(委員)**

交通取締りの関係になるが、煽り運転での検挙はないのか。

**(交通課長)**

本年度、周南署で煽り運転による検挙はない。

しかし、煽り運転にならないまでも、車間距離や割り込み等のいわゆる通行トラブルによる通報は数多く受けている。

こうした場合、通報者が装着されているドライブレコーダー等を確認して相手が判明することも数多くあり、実際に事故に至らなかった場合でも、必要に応じて相手方に注意喚起をし、状況によっては緊急に手配をかけて車両を停車させ、運転手に指導等を行っている。

**(委員)**

学校において、保護者とその関係者が乱入して暴力事件を起こしたという事案があったが、救急車は平均10.3分で到着すると聞いた。警察では周南市内の各学校へ行くには最短で何分かかるのか。

**(署長)**

防犯上の理由により、警察では臨場時間の公表はしていないが、可能な限り早く臨場するようにと指示しており、勤務員もそのように努めている。

状況や場所にもよるが、市内の駅前や団地交番の近くであればすぐ到着できる一方、鹿野等の山間部では若干時間をいただくことになる。

## 7 訪問事項に係る協議・検討

**(委員)**

難しい問題だが、一番大事なのは実行犯を作らないことではないかと思う。

先日、姪から聞いた話だが、学校でグループラインができ、本人は入ったつもりはないが入っており、いつの間にか100人ほどのグループになっていた。

そこで、ある生徒について、何気ない会話から「この子ってどんな子」と誰かが質問したところ、安易に卒業アルバムの写真を撮ってラインに掲載し、「ちょっと障害がある子だよ」と言った子がおり、そこからいじめ等につながり大きな問題になったと聞いた。

ネットリテラシーといった考え方や今のネット社会について、なかなか子供たちがついていけないと思うところがあり、先ほどの闇バイトの話の中でも、現役高校生の約8割が危険な求人情報等について判別できないということを聞き、自分の思ったとおりであった。

そのような教育をする場は家庭なのかもしれないが、対策を強化していくため、警察の方でも学校などで呼びかけをしていくしかないと思う。

**(委員)**

ロマンス詐欺などで自分が詐欺被害にあったのではないかと不安になりながらも、恥ずかしいという気持ちになり、警察に相談しにくいと思っている人がいるのではないかだろうか。そして、誰にも相談できずにお金で解決しようと考え、たくさんお金を持っている方が被害に遭われているよう思うが、そういった場合の相談窓口はあるのか。

**(生活安全課長)**

相談専用ダイヤルの#9110や、最寄りの警察署、消費生活センター等でもよいが、警察に相談しにくいのであれば、家族や友人に相談していただき、代わりに警察等に連絡することで被害防止につながることもある。

振り込んだお金が戻ってくることはないので、お金を振り込む前に、話しやすい誰

かに一度相談してもらうのがよいと思う。

**(委員)**

防犯活動のために学校を訪問されているようだが、ある程度の年間目標回数などがあるって活動されているのか。

市内の学校でも、毎年、卒業や入学で多くの学生が入れ替わる中、全員をフォローするとなるとかなり大変だと思うが、そのような計画はあるのか。

また、先ほどの話の中で、闇バイトに申し込んでしまい、自分の身分を明かしたが、後に怖くなつて警察に相談したという場合、自分の身分が闇の中でオープンにされている中で、相談者の周辺のパトロール、警護などの対応はどのようにされているのか伺いたい。

**(生活安全課長)**

学校への訪問については、県下の学校から警察に要望があるので、新入生情報モラル教室などで広報をしており、同じく警察への要望等で実施している避難訓練等の機会を利用して広報をしている。

具体的な回数は把握していないが、学校から避難訓練や防犯講習等何かしらの依頼があれば、その機会に広報を行い被害防止に努めていく。

一度画像を送ってしまうと、その画像が何らかの犯罪に利用されることや、勝手に口座を作られるなどのおそれもあるため、個別に被害防止のための注意喚起等は行っている。

**(署長)**

警察には人員の限りがあり、学校にも時間の制約があるため、新学期が始まる前に学校側に投げかけ、広報を実施しているが、特に回数を定めているものではない。

昨年のように、県警本部が主導して各警察署が緊急対策を行うこともある。

被害防止、加担防止対策として、住所など身分情報を教えてしまった者に対しては、危険性の度合いに応じ保護対策を取ることとなる。

去年、警察庁で「必ずあなたを守るので遠慮せずに言ってください」と広報をしており、山口県警でも事件性の度合いに応じ、本当に危険だと判断すれば、24時間でも被害者に危害が及ばないよう、対策に万全を尽くしているため、安心していただきたい。

**(委員)**

中学校や高校で広報されているという話を伺ったが、受け子になる若い人の中には高校を卒業していない人や、教育を受ける機会がないという人もいるのではないかと思う。

学校に行けば、学生に周知され注意喚起する機会があるが、学校に行ってない者やアルバイトをしている未成年者など、こうした事案に引き込まれやすい者への周知・注意喚起はどのようにされているのか。

**(署長)**

学校に行く者には、広報をして注意喚起ができる。

会社で働く者であれば、報道やテレビでの広報で知ることができる。

どこにも属さない者への注意喚起は難しいという話だが、昨年、カラオケボックス等の場所において、加担防止等に関するデジタルサイネージを活用した広報を実施し

たほか、SNSやYouTube動画等での広報活動も行っている。

若い人は県警ホームページなど見ないかもしれないが、SNSであれば多少は目にする機会があると思う。

加えて、保護者に対しても学校に行かない子に可能な限り広報して欲しいというアプローチをしているが、実際には検証が難しいところである。

#### **(委員)**

先ほど言われた、どこにも属さない子に対する広報に関し、詐欺等に加担して保護観察になってしまった子に対しては、保護司として教育プログラムによる指導をしている。

しかし、お金に対する執着からなかなか抜けられず、こちらの言うことに耳を傾けてくれない。そして、あまり注意をすると嫌がられる。

何度も裁判を受ける人は、話し相手がおらず孤独な人が多いと感じる。

資金獲得活動という話があったが、周南の繁華街のガールズバーで働く子たちに話を聞くと、警察官のような人が近づいても声をかけない。どうやら見た目でわかるようである。

では、どのような人に声をかけるのかと尋ねると、周南には出張者が多く、出張で来ている人であれば、一回限りでしかないから声をかけやすいとのことであった。本当にイタチごっこであり、どうしたらいいのかと思う。

少し話が逸れるが、そういった風俗店などは、周南の繁華街でもスカウト行為で検挙されることがあるのか。

#### **(生活安全課長)**

スカウト行為といった検挙はないが、風俗営業で言えば、無許可で風営法の許可を取らずに接待行為をするようなことがあれば指導し、それでも続ければ検挙することとなる。

被疑者は風俗営業店になるので、店で働いている人については共犯なら別であるが、被疑者にはなり得ない。

#### **(委員)**

こういった犯罪や交通事故が、人から笑顔を奪って人生を大きく狂わせてしまう。

学生に対して、こちらから一方的に注意喚起を促すだけではなく、今の学生の多くは、小・中学生、高校生までタブレット端末が1人1台配布されており、よりリアルな教材として、閲覧サイト等に闇バイトの手口や具体例をアップするといった方法も効果的だと考えるが、犯罪の手口等をオープンにし、教材として活用することはできるのか。

#### **(生活安全課長)**

タブレット端末を使って広報しているということまで把握していないので、本部に確認する。

#### **(署長)**

教育委員会がタブレット端末に、危機管理や危険予測等の学習資料を入れたはずであるが、確認して後日回答する。

**8 監察関係事案説明**

令和7年3月、5月における警察職員の懲戒処分事案について説明した。

**9 配布資料**

令和7年度第1回周南警察署協議会資料

**10 その他**

次回会議の日程は、別途調整することとした。